

○旅行サービス手配業 登録申請書添付書類一覧

【○:必ず提出 △:必要に応じて提出】

書類名	法人	個人	部数	備考
1. 登録申請書 (1)	○	○	1	
(2)	△	△	1	・営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合
2. 定款又は寄附行為の写し	○		1	・「目的」は、「旅行サービス手配業」とすること。 ・定款と登記事項証明書の記載内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」を提出すること
3. 登記事項証明書	○		1	・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの。
住民票		△	1	・申請日を含めて3か月以内に発行されたものを提出すること ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認する場合には添付不要
4. 欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	1	・法人の場合 非常勤役員・監査役を含む全役員分(自署したもの) ・個人の場合 事業者本人分(自署したもの)
5. 旅行サービス手配業務に係る事業の計画	○	○	1	
6. 旅行サービス手配業務に係る組織の概要	○	○	1	
7. 旅行サービス手配業務取扱管理者 選任一覧表	○	○	1	
旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証写し 旅行業務取扱管理者試験合格証(認定証)写しのいずれか	○	○	1	
履歴書	○	○	1	・自署してあれば本人の認印は不要 ・雇用することが確実であると認められる場合は本人の同意書、出向者や派遣者の場合は、本人の同意書及び派遣・出向契約書又は協定書の写しを提出すること
欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	1	・自署したものを提出すること ・役員を兼ねる場合は不要(1枚で可)
継続研修修了証の写し	○	○	1	・旅行サービス手配業務取扱管理者研修の初回研修及び旅行業務取扱管理者試験の合格から5年以内の場合は、提出不要
8. 営業所(その他の営業所も含む)の使用権を証する書類	△	△	1	・登記事項証明書で所在地が確認できない営業所がある場合は、営業所毎に建物登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等を提出すること ※転貸借の場合は、所有者と借主の契約書、所有者の同居承認書、転貸借契約書の写しが必要
9. 事故処理体制についての書類	○	○	1	